(三)　指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十二年三月五日
　　農林水産大臣　赤松　広隆
一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　塩谷町（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第四十二号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十二条の三第二項において準用する第三十六条の規定により、適合性検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第四十四条第四号の規定に基づき公示する。
　平成二十二年三月五日
　　経済産業大臣　直嶋　正行
（一）　外国登録検査機関の名称及び住所
　ユーエル　インターナショナル　デムコ　エーエス
　リスカー8、DK－2730、ハーレブ、デンマーク
（二）　廃止する適合性検査業務の範囲
　一　電線（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第二項に係るものに限る。）
　二　配線器具（基準省令第二項に係るものに限る。）
　三　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第二項に係るものに限る。）
　四　電熱器具（基準省令第二項に係るものに限る。）
　五　電動力応用機械器具（基準省令第二項に係るものに限る。）
　六　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第三号から第十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。）
（三）　廃止年月日
　平成二十二年二月二十三日

○経済産業省告示第四十三号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。
　平成二十二年三月五日
　　経済産業大臣　直嶋　正行

登録の区分	外国登録検査機関
一　電線（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第一項に係るものに限る。）	アンダーライターズ　ラボラトリーズ　インク アメリカ合衆国イリノイ州ノースブルック市フィングステン通り333番地
二　電線（基準省令第二項に係るものに限る。）	
三　ヒューズ（基準省令第一項に係るものに限る。）	
四　ヒューズ（基準省令第二項に係るものに限る。）	
五　配線器具（基準省令第一項に係るものに限る。）	
六　配線器具（基準省令第二項に係るものに限る。）	
七　電流制限器（基準省令第一項に係るものに限る。）	
八　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第一項に係るものに限る。）	
九　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第二項に係るものに限る。）	
十　電熱器具（基準省令第一項に係るものに限る。）	
十一　電熱器具（基準省令第二項に係るものに限る。）	
十二　電動力応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）	
十三　電動力応用機械器具（基準省令第二項に係るものに限る。）	
十四　電子応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）	
十五　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。以下「規則」という。）第十九条第三号から第十四号までに掲げるものを除き、基準省令第一項に係るものに限る。）	
十六　交流用電気機械器具（規則第十九条第三号から十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。）	
十七　携帯発電機（基準省令第一項に係るものに限る。）	
十八　携帯発電機（基準省令第二項に係るものに限る。）	

登録年月日
　平成二十二年二月二十七日
（参考）
　アンダーライターズ　ラボラトリーズ　インクの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。
　アンダーライターズ　ラボラトリーズ　インク　ノースブルック事業所（アメリカ合衆国イリノイ州ノースブルック市フィングステン通り333番地）
　アンダーライターズ　ラボラトリーズ　インク　メルビル事業所（アメリカ合衆国ニューヨーク州メルビル市ウォルトウィットマン通り1285番地）